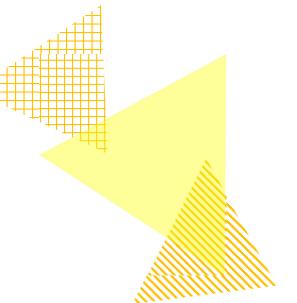
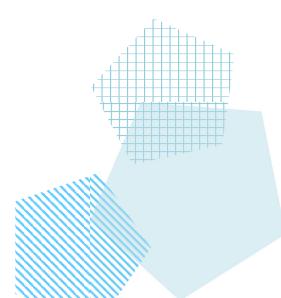


第3章 計画の基本的考え方





1. 計画の基本理念

日本国憲法及び男女共同参画社会基本法をふまえ、小平市男女共同参画推進条例に基づき、だれもが、 互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮する ことができる男女共同参画社会の実現をめざすため、小平市第四次長期総合計画の理念を尊重し、以下を 基本理念とします。

だれもが、性別による無意識の思い込みにとらわれることなく、共につながりを持ちながら認めあい、自分らしくいきいきとその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現

2. 計画の基本的視点

「基本理念」を実現するための、本計画の基本的視点は小平市男女共同参画推進条例に基づき、次の7つとなります。

①人権の尊重

個人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的取扱を受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の人権が尊重されること。

②社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等の意識を反映して、自らの意思による多様な生き方の選択に影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

③政策や方針の立案及び決定への共同参画

社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

④教育における男女共同参画意識の推進

家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる場において、性別にかかわりなく、一人ひとりの個性と能力を尊重した教育が行われること。

⑤家庭生活における活動と他の活動の両立

家族が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。

⑥生涯にわたる性や子どもを産むことに関する本人の意思の尊重

だれもが、相互の性に関する理解を深め、相互に尊重し合うことで、生涯にわたる性や子どもを産むことに関して本人の意思が身体的、精神的、社会的に尊重され、自己決定できること。

⑦国際社会及び国内における取組との協調

国際社会及び国内のさまざまな取組との協調の下に行われること。

3. 計画の基本目標

本計画では、これらの基本理念と基本的視点を踏まえ、3つの基本目標のもとに施策を推進していきます。

基本目標 I 男女共同参画によるワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)と女性活躍の実現

性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる多様で柔軟な働き方を選べることは、女性活躍の推進に大きな力となります。

働きたいだれもが、育児や介護、自身の病気、地域活動などと仕事の二者択一をせまられることな く、どちらも満足を得ながら生活することのできる社会を目指します

基本目標Ⅱ さまざまな困難を抱える人にとっての安全・安心なくらし

性別や年齢、国籍や文化、障がいの有無などにかかわらず、だれもが生きづらさを感じることなく、生活できる環境づくりに取り組みます。

すべての人が相手を尊重し、対等な関係を築くことができるよう男女共同参画社会の実現を目指します。

基本目標Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画と推進体制の整備・強化

幼年期から無意識の思い込みをもつことなく、豊かな人生を築くため、社会とのつながり、さまざまな活動での経験をとおして、男女共同参画の意識の向上を目指します。

すべての人に関わる小平市男女共同参画推進条例や小平市男女共同参画都市宣言、小平市男女共同参画推進計画について周知し、どんなときでも性別にかたよりのない対応をとることができるよう、さまざまな視点を取り入れ、くらし方を自由に選択できることの大切さを啓発していきます。

4. 施策の体系

基本目標	施策	施策の方向性	該当頁
基本目標 I 男女共同参 によっライン バランス (事と生活の調 和)と生活の調 躍の実現 P.39	1 ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)の推進	①ライフスタイルの多様化に対応した就労環境の整備 ②家庭生活(家事、子育て、介護等)でのワーク・ ライフ・バランスの推進 ③くらしを豊かにする地域活動の推進	P. 41 P. 41
	P. 39	○ へつして豆かにする地域/A到N/IEE	P. 42
	2 女性の職業生活における活躍 支援(女性の職業生活におけ る活躍の推進計画) P.43	①働く場における女性の就業継続・活躍の支援 (女性活躍推進計画)②市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進 New I	P. 44 P. 46
	3 政策や方針を決定する場への 男女共同参画 P.47	①市役所における女性活躍の推進 ②委員会・審議会における男女共同参画の推進	P. 47 P. 48
基本目標 II さまざまな困 難を抱えるの にと・安心なく らし P.49	1 さまざまな困難を抱える人の	①生活困窮者やひとり親家庭等への支援の充実 ②高齢者、障がい者、外国人等が安心してくらせる 環境の整備	P. 50 P. 50
	安全・安心なくらしへの環境 整備 P.49	③多様な性(性的指向、性自認)への理解促進と尊重 New 2	P. 51
	2 人生 100 年時代、生涯にわた る健康施策の推進 P.52	①健康保持、健康づくりへの支援 ②妊娠、出産等に関する健康支援	P. 53 P. 53
		①配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援	P. 55
	3 あらゆる暴力の根絶のための施策 の推進(配偶者暴力の防止及び被 害者保護等のための計画) P.54	の充実 ②ハラスメントや性暴力等への対策 ③相談機能の周知と一層の充実	P. 55 P. 56
基本目標 Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画と推進体制の整備・強化 P.57	1 あらゆる場での男女共同参画	①地域と協働した男女共同参画の推進 New 3 ■ 1	P. 58 P. 58
	意識の醸成 P.57	②学校教育における男女共同参画の推進 ③固定的役割分担意識、無意識の思い込みの解消 New 4 重点④	P. 58 P. 59
	2 男女共同参画の推進体制の整	①小平市男女共同参画推進条例の啓発・推進、男女 共同参画推進計画の進行管理と女性活躍に向け た現状把握	
	備・強化 P. 60	②さまざまな視点による災害に強い地域づくり 重点 ⑤ ③市役所内の連携と市内外関係機関との連携強化	P. 61 P. 62

5. 重点項目

5年の計画期間に、積極的に取り組む内容を、施策の方向性の中から5つを重点項目として定めました。

- ・ 家庭生活(家事、子育て、介護等)でのワーク・ライフ・バランスの推進(基本目標 [-1-2)
- ・ ハラスメントや性暴力等への対策(基本目標Ⅱ-3-2)
- ・ 地域と協働した男女共同参画の推進(基本目標Ⅲ—1—①)
- ・ 固定的役割分担意識、無意識の思い込みの解消(基本目標Ⅲ-1-3)
- ・ さまざまな視点による災害に強い地域づくり(基本目標Ⅲ―2―②)

6. 推進体制·進行管理

①計画の推進体制

本計画は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざしている、小平市男女共同参画推進条例をもとに、具体的な取組を示しています。

事業の推進にあたっては、市、市民等及び事業者、関係機関がそれぞれの役割と連携のもとに協働して取り組んでいきます。



②推進状況の管理

毎年度、計画の推進状況を把握して年次報告書を作成の上、市の横断的組織である小平市男女共同参画推進本部・推進委員会、市民参加による小平市男女共同参画推進審議会に報告し、分析・評価を行います。

推進状況の評価・点検の方法は、事業項目ごとに担当課で行った施策や事業を、毎年度確認して、基本目標の達成に向けて推進状況を評価します。施策ごとに設定した指標についても、令和7(2025)年度の実態調査で検証するものを除き、達成状況を確認します。

また、計画を効率的かつ実効性のあるものとするために、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを確立して管理するとともに、新たな国・東京都の施策、市内の動向等に柔軟に対応し、必要に応じて見直していきます。